

## 田上町共同募金委員会共同募金助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、区域内における共同募金寄附金の助成について、公正な、助成を行うため助成の基準や手続きについて定めるものとし社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、田上町内で社会福祉事業活動をする社会福祉法人、自治会等の地域団体及び福祉団体やボランティア団体とし、助成を希望する者を対象とする。

### (助成対象の欠落)

第3条 次に掲げるものは、助成の対象としない。

- (1) 国及び地方公共団体を経営するもの
- (2) 構成員の互助共済を目的とする事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 経営の状況が地域から信頼されていない団体
- (5) 共同募金との重複感をあたえるような寄附金の募金を実施またはしようとするもの

### (助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、新潟県共同募金会及び共同募金委員会が定める期間までに、別に定める申請書と必要な書類を添付し、この会まで提出しなければならない。なお、新潟県共同募金会の広域助成対象の助成申請は、申請書に意見書を付し新潟県共同募金会へ提出するものとする。

### (助成の対象経費)

第5条 対象事業経費は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉協議会が行う地域福祉活動費
- (2) 自治会等が行う小地域での福祉推進のための活動費
- (3) 地域福祉を目的とした福祉団体やボランティア団体などの活動費
- (4) 特に社会福祉の増進に寄与するものとして当会が認めた事業

### (助成の決定)

第6条 助成団体への助成金の決定は、新潟県共同募金会から当会へ地域助成の決定があつてから（助成決定通知書）を通知する。

(助成事業の変更)

第7条 助成決定後、指定した事業を止むを得ざる事情により変更をしたいときは、事前に「変更申請書」を提出して、この会の承認を得なければならない。

(助成金の停止又は返還)

第8条 助成団体が事業を中止し、廃止又は交付条件に違反したときは、助成の停止、減額または返還を命ずることができる。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。